

島村楽器 もしもの安心保証 保証規約 2024年4月5日適用

本保証は、「島村楽器 もしもの安心保証 保証規約」(以下「本規約」といふ)に基づき、島村楽器株式会社(以下「当社」といふ。)およびテックマークジャパン株式会社と本保証に関する契約を締結した加入者様(以下「加入者様」といふ。)に対して、故障に関する修理(以下「修理」といふ。)を、連帯して、提供するサービスです。本保証の加入者様は、当社およびテックマークジャパン株式会社と、本規約の内容に同意した上で、本規約に基づく契約を締結します。

第1条【本保証】

本保証は、当社およびテックマークジャパン株式会社から本保証の対象とする新品の製品であり、かつ本保証が引上げられた領収書(オンライン販売の場合は電子メール)を販売証明書と、これに記録されている製品(以下「対象製品」といふ)につき、本保証期間(第5条で定める期間をいう)に、(1)製品販売証明書に従った使用状況下で故障が発生した場合、メーカー保証書記載されている内容および以下の条項に基づいて、修理(以下「延長保証サービス」といふ)が提供される条件と、(2)偶然、外來の事故(水濡れや衝撃等)に伴う機能不具合の修理(以下「アクシデンタル保証サービス」といふ)が提供される条件を定めるものです。本保証は本編での並びおよび島村楽器オンラインストアホームページよりご案内します。

第2条【対象製品】

対象製品	対象メーカー	対象条件
シンセサイザー	YAMAHA / Roland / KORG	メーカー保証期間1年以上付与されている製品本体購入価格5万円(消費税込)以上の製品で、カマ、日本国内で修理可能な製品

第3条【保証部位】

(1)アクシデンタル保証サービスおよび延長保証サービスが受けられる保証部位は、電気的・動作に伴う部分と機械的・構造に伴う部分(以下「機能部品」といふ)で、機能部品が動作しない等不具合が発生した場合、部品交換あるいは修理によって修理を提供します。(2)別表で定める対象外部品の交換、およびこれに起因する対象部品の交換は本保証対象外となります。

第4条【本保証の開始】

加入者様は、当社およびテックマークジャパン株式会社に対して、所定の保証料金を支払うものとします。なお、当社が、保証料金の受領後、速やかに、領収書、販売証明書を書面(オンライン販売の場合は電子メール)により発行します。本保証の開始は、第5条の通りとします。

第5条【本保証の期間】

保証プラン	保証期間
アクシデンタル保証サービス	メーカー保証開始日(納品日)が属する月の翌々月1日に始まり、60ヶ月で終了します。
延長保証サービス	メーカー保証期間終了日の翌日始まり、メーカー保証開始日から60ヶ月で終了します。

早見表	メーカー保証開始	保証サービス終了(60か月/5年)
免責期間	アクシデンタル保証サービス(最大5ヶ月)	
メーカー保証期間	延長保証サービス(最大48ヶ月)	

第6条【保証料と返金】

保証料と返金は以下の通りとします。本保証期間外に発生した故障につきましては、本保証は適用されません。

保証プラン	修理回数	保証料/返金額
アクシデンタル保証サービス	1回	10万円(消費税込)まで ※ただし、製品本体購入価格(消費税込)を上回ることはありません。
延長保証サービス	無制限	累計修理金額(消費税込)が製品本体購入価格(消費税込)まで

※メーカー保証期間中に初期不良等でメーカー販売店より代替品が提供された場合でも、本保証は変更されないものとします。なお、本保証期間中でも、対象製品のメーカー保証期間中はメーカー保証が優先されメーカー保証となります。

第7条【修理の依頼】

本保証期間中に、対象製品の取扱説明書および本体に付いたラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で対象製品に故障が生じた場合、加入者様はコールセンター(保証課)に、島村楽器オンラインストアホームページ(お問い合わせ)に修理を依頼することとします。

アクシデンタル保証サービスを受けようとする場合は、偶然な事故の発生状況をできるだけ詳しく説明していただきます。ご説明内容が不十分であると保証できないことがあります。

【ご注意】

※本保証期間中に発生した故障につきましては、速やかに修理のご依頼と修理実施の予約をお願いします。修理ご依頼日より90日以内にご修理実施できなかった場合は、当該修理のご依頼は撤回されたもの見做します。また、本保証期間中に発生した故障でも、本保証期間終了後のご依頼は無効となりますのでご注意ください。
※修理費用が保証料を超えた場合は、超過した分の費用(消費税込)は加入者様の負担となります。

島村楽器「もしもの安心保証」修理受付センター

TEL: 03-5619-1980

受付時間 平日 9:00~18:00(土、日、祝、年末年始を除く)
【お問い合わせ】修理手配は、「メーカー名と電話番号」情報が必要です。事前にご確認ください。

第8条【報告義務】

- 本保証期間終了前中、加入者様御氏名または連絡先(電話番号・住所等)に変更があった場合は、ご購入店ご連絡し必要変更手続きを依頼するものとします。
- メーカーより本保証以外で対象製品に対する代替品が提供された場合は、ご購入店ご連絡し必要変更手続きを依頼するものとします。
- 本条第1項または本条第2項に関して連絡が与えられない場合、本保証期間内であっても、本保証の対象とならない場合があります。

第9条【代用品提供】

- 延長保証サービスまたはアクシデンタル保証サービスによる修理を実施する場合、1回の修理費用見積額が対象製品の購入金額(消費税込)を超える場合は(アクシデンタル保証サービスの場合ご購入価格<消費税込>>10万円<消費税込>>以下)や、修理が不可能な場合(メーカーによる部品の供給を受けられない場合等)は、当社およびテックマークジャパン株式会社が指定する同等または同等以上の代替品(以下「代替品」といふ)することをもちって修理ご依頼となります。この場合、使用した延長保証サービスもしくはアクシデンタル保証サービスのうちいずれか終了するものと、本保証の保証料金の返金もありません。
- 代替品提供にあたっては、加入者様は当社およびテックマークジャパン株式会社に対して機種の名称品名その他の指定を行うことはできません。
- 第1項の場合、代替品提供の際にかかる販売費(消費税込)は、加入者様の負担とします。

第10条【アクシデンタル保証サービスの対象外となる事由】

次の場合は本保証期間中であってもアクシデンタル保証サービスの対象とならないものとします。

- 故意または重大な過失による対象製品の損傷
- 偶然、外來の事故の犠牲であり、また起因不明な損傷
- 対象製品の発着場所から受け取り場所までの荷物の輸送中に生じた表面的および対象製品の機能部・影響部の損傷
- 火災・地震・水害・落雷・その他天災・煙害・ガスマス・公害・異常電圧
- 延長保証サービスで保証される損傷
- 上記(1)から(5)までの他、第11条に定めるもの。但し第11条(11)のe)は、アクシデンタル保証サービスの対象とします。

第11条【延長保証サービスの対象外となる事由】

次の場合は延長保証サービス期間中であっても延長保証サービスの対象とならないものとします。

- 第7条の手続き以外で対象製品の修理を依頼された場合
- 本保証ご契約情報と修理依頼履歴の情報が重大な不整合がある場合
- 対象製品を譲渡または譲与し、所有者および使用者が変更(同居の家族への変更を除く)になった場合
- 対象製品の取扱説明書記載された、お手入れ、調整(増設、リカバリ、バージョンアップ、設定等)の範囲を超えた場合
- 故障の原因が、対象製品本体以外の取組箇所(電源・電圧配管等)にある場合
- 取付工事から起因して対象製品の不具合が生じた場合
- 通常使用に近隣の無、部分で軽劣劣の範囲(外観不備、錆、傷、カビ、やけど等)に該当する場合
- 対象製品のメーカーの責に起因した故障または損傷の場合
- お買い上げ後の取り扱い場所の移動、落下等によって生じた、対象製品の故障または損傷である場合。
 - 通常より過剰な使用状況下(例えば、車載、船中への搭載等)で発生した不具合
 - 直接劣化、経年劣化に関わらず、次に掲げる事由によって生じた対象製品の故障または損傷。
 - 管理の不備、増設または改修行為等によって生じた対象製品の故障
 - 増設機器、周辺機器、ソフトウェアなどの種別による動作の不具合

- 使用上の誤り(取扱説明書記載以外の使用)、維持・管理(メーカーが定める定期清掃等含む)の不備または改修
- 虫食い、ねずみ食い、変質・変色、その他類似の事例
- 落下、衝撃、水濡れによる場合
- 雷電電撃による場合
- 火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは衝撃等の偶発的・外來の事例
- 地震・津波・噴火・地震動・地震揺動・水害・風害・その他天災ならびにガスマス・塩害・公害および異常電圧
- 盗難・置き忘れまたは紛失による場合
- 被爆物(放射能汚染を含む)との接触により若しくは被爆物質によって汚染された物(原子核分裂物を含む)の放射性汚染による場合
- 戦争・外国の武力行使・革命・政権転換・内乱・武装乱闘、その他類似の事象または暴動(警察または多数の者の集結によって著しく平和が害され、治安が著しく重大な事態と認められる状態)
- 故意・過失による場合
- 対象製品のメーカーがリコール宣言を行った後、リコールの原因となった部位に故障または損傷が生じた場合
- 修理の依頼が、本保証期間を終了した後に行われた場合
- 対象製品が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼の場合
- 対象製品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または延長保証サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理費用(消費税込)、部品代金(消費税込)、出張費用(消費税込)、物流費用(消費税込)、修理見当費用(消費税込)、診断費用および諸費用(消費税込)
- ハードディスク、SSD等の記憶部不良に起因して対象製品に記録されたデータが破綻された場合
- 洋辞書(バッテリー、フェルト等)、メーカーが定める洋辞書の交換、およびこれに起因する場合
- 対象製品の機能および使用の範囲・影響の無、損傷(外観不備、音色等の感度的損傷、液晶の画面割傷やドット抜けおよび輝度低下を含む)である場合。 ※但し、メーカー診断結果から明らかでない故障と判断される場合はこの限りではない。
- 対象製品の付属品(ケース、キャップ、カバー等を含む)、周辺機器、アクセサリ、ソフトウェア等、対象製品に同梱されていない製品の故障や損傷に起因した故障または損傷である場合。
 - 修理の依頼・搬入・搬出等の加工作業(設備工事費(消費税込)、クレーン作業費(消費税込))が生じる場合の諸経費等(消費税込)
 - 以下にて定める通常より過剰な使用状況下で発生した故障または損傷。
 - 業務用、音楽スタジオ、ライブハウス、音楽教室等での不特定多数の使用者による演奏
 - 本保証の対象外と判断された場合、保証対象の判断にかかわらず全ての費用(出張費用、物流費用、修理見当費用、診断費用等)は、加入者様の負担となります。

第12条【謝罪と報告】

次の損害等につきましては、本保証の対象とならないものとします。

- 対象製品の故障または損傷に起因して、有形または無形に限らず、他の物に生じた故障、損傷、または損害
- 対象製品の故障または損傷に起因して、対象製品、有形または無形に限らず、他の物が使用できないことにより発生した作業遅延・工事遅延・代替品使用等に伴う損害
- 対象製品の故障または損傷に起因して、人の生命、身体に生じた傷害等(傷害に起因する死亡および精神的・経済的損失を含む)。

第13条【遵守義務】

加入者様が本規約の定めにご違反し、当社およびテックマークジャパン株式会社が本保証を提供することに對し著しい損害を与えたと当社およびテックマークジャパン株式会社から判断した場合、当該加入者様は本保証期間内であっても本保証の提供を受けられない場合があります。

第14条【解除およびキャンセル】

- 加入者様は、本保証を解除することができます。この場合、加入者様は、購入店へ解約の申出を行うものとし、所定の手続きにより、解約することができず、本保証期間終了後の保証料金の返金はございません。
- 対象製品のキャンセルまたは本保証のキャンセル(売買契約の再商品等に伴う解除)に伴い本保証も解除する場合、前項の返金も適用されずものとします。この場合においても、加入者様は、当社に返金を受けることにより、保証料金(消費税込)の返金を受けることができます。なお、解約の申し出の際に必ず修理済みのものを返す(修理依頼のものを返す)ことについては、当該返金も適用されずものとします。
※返金に伴う振込手数料は加入者様の負担とし、解約手数料(消費税込)を差し引いた金額が銀行口座へ返金されるものとします。

第15条【製造物責任】

当社およびテックマークジャパン株式会社は対象製品のメーカー、輸入者、加工業者ではなく、製造物責任法の責を負うものではありません。

第16条【見解相違の場合】

故障および損害の認定などについて、当社およびテックマークジャパン株式会社と加入者様等の間で見解相違が生じた場合、当社およびテックマークジャパン株式会社は中立的な第三者の意見を求める事ができます。

第17条【その他留意点】

- 当該装置を保持する製品(DD、SSD等の記憶部)のデータに関しては、加入者様自身の責任において管理を行うものとし、当社およびテックマークジャパン株式会社は、当該データの消滅等に関して一切責任を負いません。
- 本規約の各規定は、社会情勢の変化、その他諸種の事情により相当の理由があるものと認められる場合には、当社がテックマークジャパン株式会社およびホームページの掲載、その他の適切な方法で通知することにより、変更できるものとします。

第18条【所有権】

- 代替品提供を除く修理を履行した対象製品を構成する部品の所有権は、代替品提供を除く修理完了時当社およびテックマークジャパン株式会社に移転するものとします。なお、当社およびテックマークジャパン株式会社は、代替品提供を除く修理を履行した、対象製品を構成する部品を加入者様へ返す際の送料を一切負担せず、これを任意で処分することができます。
- 代替品提供を履行した場合、戻り品としての所有権は、当社およびテックマークジャパン株式会社は当該戻り品を所有する旨の意思を表示した場合のみ移転するものとします。この場合、当社およびテックマークジャパン株式会社は、戻り品を加入者様へ返す際の送料を一切負担せず、これを任意で処分することができます。なお、戻り品の所有権が当社およびテックマークジャパン株式会社に移転しない場合、処分のために必要な費用等(消費税込)は、加入者様の負担とします。

第19条【本保証の適用】

本保証は、日本国内において販売され、日本国内において使用される対象製品のみに有効とします。

第20条【個人情報の取扱い】

- 加入者様は、次の事項を承認するものとします。
 - 当社とテックマークジャパン株式会社各々が本保証の運営のために業務上必要な範囲で、加入者様に係る個人情報の提供を受け、これを利用すること。当社またはテックマークジャパン株式会社の一方が、加入者様の個人情報を取得した場合には、当該情報を他方に提供すること。
 - テックマークジャパン株式会社から加入者様へ氏名、住所、電話番号等の加入者様の個人情報を含まず保証書に記載された情報(本頁1)から3)のとおり情報の提供を行うこと。なお、この場合、テックマークジャパン株式会社は、提供先または送信先と個人情報の取扱いに関する事項を含め秘密保持契約を締結します。
 - テックマークジャパン株式会社が契約当事者となる関係者に対して必要となる手続きを行うために、当該関係者上からの保護となる損害保険会社に対して個人情報の提供を行うこと。
 - テックマークジャパン株式会社が提供または業務を委託する者に対して、本保証に係る事業の円滑な運営のため個人情報の提供を行うこと。
 - テックマークジャパン株式会社が提供する本保証の運用改善・品質向上およびアンケート調査等を含むマーケティング活動の目的で、テックマークジャパン株式会社が提供または業務を委託するものに対し情報の提供を行うこと。
 - 本保証期間中に生じた個人情報の漏洩は任意ですが、未承認事故の場合には、本契約が締結できない場合や、本保証の一部または全てを受けられない場合があります。
■当社およびテックマークジャパン株式会社は取り扱う個人情報は、次の者が責任を持って管理します。当社 個人情報保護管理者
テックマークジャパン株式会社 個人情報保護管理者
■加入者様ご自身に関する個人情報の開示・訂正・利用中止等の請求、苦情相談、その他の不明点についてのご照会、当社またはテックマークジャパン株式会社の下記連絡先までご連絡ください。
・当社: <https://www.shimamura.co.jp/support/agreement.html>
・テックマークジャパン株式会社: techmark@sig.co.jp
※上記問合せ先(メールアドレス等)に変更がある場合は、テックマークジャパン株式会社のホームページ(<https://www.techmark.co.jp>)に掲載いたします。

■別表【保証対象外部品】

カテゴリ	対象外部品
洋辞書	バッテリー(電池)、電球、真空管、干渉材、防音材、フェルト
機能部品以外	製品外装部品(塗装、材質など)、表紙、クッション、脚、カバー類、製品に同梱されていない別売部品、アクセサリ類(ヘッドホーン、USBメモリー等。)